

インドネシア向け日本産りんご(品種に関わらず全て)の輸出について

1 輸出要件

インドネシアに植物由来の生鮮食品（青果物、茶、穀類）を輸出する際には、同国の法令により、化学物質等（農薬、重金属、微生物、マイコトキシン）が残留基準値以下であることが求められ、この案件をクリアするためには、以下の2つの方法がある。

- (1) 日本国内検査機関（インドネシア政府への登録が必要）によるロットごとの検査結果の提出
- (2) 日本での青果物等の安全性確保システムが、インドネシア政府から認定されること（生産国認定）

（生産国認定のためには、①品目ごとに生産地、生産者の概要及び検査体制等を取りまとめた申請書を提出し、その後、②インドネシア政府担当官による現地調査等を受けることが必要。）

2 生産国認定によるメリット

- (1) 1の(1)では、輸出される青果物等の全ロット検査が必要になるが、生産国認定を取得すれば、認定から3年間全ロット検査は不要となる。
- (2) 生産国認定を取得すれば、輸入港として利用が禁止されているジャカルタ至近のタンジュン・プリオク港を利用することが可能となる。

3 日本産りんごの生産国認定の概要

- (1) 平成28年4月11日付で日本産りんごの生産国認定を取得し、平成30年5月7日付に1回目、令和3年5月7日付に2回目の延長の認定を取得し、令和6年5月7日付で3回目の延長認定を取得。
- (2) 生産国認定の有効期間は3年間。
- (3) 日本政府は、毎年度、国内での安全確保モニタリング結果を提出。
- (4) 輸出に先立ちインドネシア農業検疫所のHPを通じて事前に申請。

(URL: <https://karantinaindonesia.go.id/>)

(参考1)

インドネシアの利用可能な港



※2012年インドネシア農業大臣令42号第14条により、青果物の輸入には、タンジュン・ペラック港、ペラワン港、スカルノ・ハッタ空港、スカルノ・ハッタ港に限定されているが、生産国認定を受けると適用除外となる。

(参考2)

日本産りんごの輸出実績

(単位：トン)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
対世界	34,236	35,888	26,927	37,729	37,576	33,433	34,110	24,017
対インドネシア	163	185	48	36	23	60	51	17

(出典：財務省「貿易統計」)

(参考3)

インドネシアへの青果物輸出の他規制

輸入業者に関する制度

インドネシアの輸入業者が外国から青果物（加工品を含む）を輸入する際には、半年ごとに、農業省からの推薦状（2013年農業大臣令86号）と商業省の承認（2015年商業大臣令71号）が必要。